

サービス利用の流れ③ ケアプランの作成からサービス利用まで

要介護1～5と認定された方で、自宅を中心としたサービスを希望する方は居宅介護
また、要支援1・2と認定された方および介護予防・生活支援サービス事業対象者(事業

支援事業者)に、施設への入所を希望する方は介護保険施設に連絡します。
対象者)は地域包括支援センターに連絡します。

要介護1～5の方

自宅で暮らしながら
サービスを利用したい



1 居宅介護支援事業者に連絡

- 松阪市などが発行する事業者一覧のなかから **居宅介護支援事業者** (ケアマネジャーを配置しているサービス事業者) を選び、連絡します。
- 担当の **ケアマネジャー** が決まります。



2 ケアプラン^{※1}を作成

- 担当のケアマネジャーとこれからどのような生活を希望するのか相談しながらケアプランを作成します。



3 サービスを利用

- サービス事業者と契約^{※2} します。
- ケアプランにそって **介護サービス** (▶P.12～) を利用します。



介護保険施設へ
入所したい



1 介護保険施設に連絡

- 入所前に見学するなどサービス内容や利用料について検討した上で、施設に直接申し込みます。

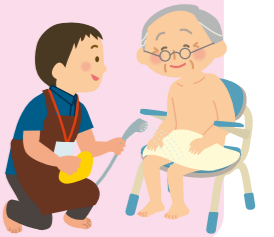


2 ケアプラン^{※1}を作成

- 入所する施設のケアマネジャーと相談しながらケアプランを作成します。

3 サービスを利用

- ケアプランにそって介護保険の **施設サービス** (▶P.22) を利用します。



要支援1・2の方

1 地域包括支援センターに連絡

- 地域包括支援センターに連絡、相談をします。



2 介護予防ケアプラン^{※1}を作成

- 地域包括支援センターの職員とこれからどのような生活を希望するのか相談しながら介護予防ケアプランを作成します。



3 サービスを利用

- サービス事業者と契約^{※2} します。
- 介護予防ケアプランにそって **介護予防サービス** (▶P.12～) および **介護予防・生活支援サービス事業** (▶P.27・28) を利用します。



3 サービスを利用

- サービス事業者と契約^{※2} します。
- 介護予防ケアプランにそって **介護予防・生活支援サービス事業** (▶P.27・28) を利用します。



サービス事業者と契約する際の注意点

- 重要事項説明書などの書類を受け取り、サービスの内容に納得した
- 利用者の病気や身体の状態をよく把握してもらっている
- 介護保険が使えるサービスと使えないサービスがわかるようになっている
- 利用料やキャンセル料、支払いについて納得した
- 契約解除の方法の説明を受けた

利用開始後も事業者を変えることができます。
疑問点は、ケアマネジャーに相談してみましょう。

通うサービスなどでは、
実際に施設を
見学してみましょう。



※1 ケアプランの作成、介護予防ケアプランの作成に、利用者の費用負担はありません。

※2 契約にあたってはサービス内容や料金などをよく確認しましょう。